



村章



平成3年2月発行

(恩納村の人口)
 平成2年12月末現在
 人口 8,941(—11)
 男 4,621(—8)
 女 4,320(—3)
 世帯数 2,685(—4)
 () 内は前月比



昭和41年
 8代目区長
 宮平秀雄
 区民数
 男性 170名
 女性 171名
 合計 341名

平成3年
 13代目区長
 宮平秀雄
 区民数
 男性 190名
 女性 168名
 合計 358名

なつかしき日の公民館

④

塩屋



宮平秀雄



成人病、予防の主役はあなたです。

第4回恩納村健康づくり推進大会



4回恩納村健康づくり推進大会

“歩くこと”を題材に健康について体験発表された 仲田正行さん(真栄田)

ふだんから食生活をはじめ、日常生活習慣を見直し、バランスのとれた生活を保ち、住民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高めることを目的に、「成人病、予防の主役はあなたです！」をテーマに、恩納村健康づくり推進協議会主催による第4回恩納村健康づくり推進大会が十二月二十二日、コミュニティセンターで開催されました。

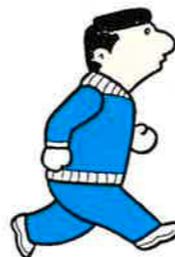
会場には、成人病予防食の試食コーナーをはじめ、栄養士・保健婦による栄養・健康相談など、また、一般住民からそれぞれの「健康づくり」に対する体験発表、中部病院内科の伊礼王紀夫先生による「たばこ健康」と題しての記念公演も行われました。

かかってからよりかかると前に病気を正しく知ろう

成人病予防週間(二月一日～七日)

日本は、いまや世界有数の長寿国となりました。しかしその一方で、がん、心臓病、脳卒中などのいわゆる成人病で亡くなる人が年々増えていきます。

壮年期(四十～六十四歳)に、病気で亡くなった人の三大成人病の割合をみますと、がん四〇・八%、心臓病が四%、脳卒中が十一・六%と、特にがんによる死亡者の多いのが特徴です。がんの中でも肺がん、乳がんが増えていますが、いまのところ最も多いのが胃がんです。ところが、将来の予測では、二千年ごろまでは、男性では、胃がんと入れ替わって肺がんが最も多くなり、女性では、胃がんと入れ替わり乳がんが第一位に、次いで肺がんが続くとの予想もされています。



自分の健康状態をいつもつかんでおく。脳卒中や心臓病などの循環器系の病気は、一度かかると治りにくいものです。日常の食事や運動などに気をつけることでかなり予防できます。かかってからよりも、かかると前に病気を正しく知って予防に努めましょう。

ふだん健康に自信をお持ちのあなたも、この機会に健康診断を受け、自分の健康状態をいつもつかんでおく——これが成人病予防の第一歩です。

あでやかに開催 二十歳の決意力強く

平成三年成人式



あでやかな装いに身を包み、祝福受ける新成人

はばたけ二十歳。平成三年成人式（恩納村、村教育委員会主催）が一月五日、コミュニティセンターで開催され、新成人たちが責任ある社会の一員として、祝福を受けました。

今年の新成人は、百四十八人（男八十三人、女六十五人）のうち、会場には、スーツ、袴、振り袖姿の百二十二人（男六十八人、女五十四人）が出席。式では、比嘉茂政村長、宮平安徳議会議長が「郷土の発展、国家、人類のために活躍されることを期待します。」と激励の言葉を掛けました。



21世紀は僕らの時代だ さあ頑張るぞ!!

新成人を代表して、仲嶺真樹さん、銘苺晴美さんが「二十一世紀を担うという認識と誇りを持ち、責任ある行動をとり、国際人の一

員として、日本一の沖縄、世界一の日本をつくり上げていくことを宣言します。と誓いの言葉を述べました

十六人が堂々と発表

日本昔話英語暗唱大会



国際社会といわれる現在、世界共通語としての役割を持つ英語で一つの物語を覚えることで、単語、文法、発音を習得し、会話力、表現力の向上を図ろうという

目的で、第一回日本昔話英語暗唱大会（主催・村教育委員会、村PTA連合会）が十二月七日、村立山田小中学校体育館において、開催されました。

代表らしく流暢な英語で堂々と発表していました。なお、審査の結果は次のとおりです。

（最優秀賞）
上間敦（仲泊）、瀬良垣香織（恩納）、山城涼子（仲泊）、長浜あや（恩納）

（優秀賞）
南風原秀人（喜瀬武原）、崎浜由美（仲泊）

（優良賞）
仲田豊英（安福祖）、當真禎人（恩納）、仲嶺真智（恩納）、長浜章人（山田）、饒波真人（山田）、島袋裕二（仲泊）、當山美幸（安富祖）、外間ゆかり（喜瀬武原）、村吉敦子（山田）、宮平朝美（山田）

日本昔話英語暗唱大会



優秀賞を受けた南風原君と崎浜さん



新しい戸籍は正しい字で 誤字、俗字は正しい字に!

平成三年一月一日から戸籍に誤字、俗字で記載されている方は婚姻、転籍、養子縁組など戸籍上の届出をした場合、職権で正しい字に訂正されることになりました。

は、ふだん正しい字で書いてもパスポートや免許証を取得する時は、戸籍に記載されている誤字、俗字で書かなければいけないという煩わしさがありますので、こうした不便をなくすために、今年一月一日から正しい字で戸籍に記載されるようになりました。

又俗字であるが、はば広く使われている字、例「崎とか「高」は職権では出来ません。

戸籍上の氏名が誤字俗字又は旧字で書かれて日頃お困りの方は、役場住民課戸籍係までお問い合わせ下さい

士田⇒土田



『恩納村環境保全条例』可決される！

一月十七日 第一回臨時議会第一号議案

昨年からのリゾートラッシュで、地価高騰、企業の土地買い占めなど様々な問題を抱える中、一月十七日、第一回臨時議会を開き、土地の有効利用、開発行為等の規制を明確にした「恩納村環境保全条例」を制定しましたので、村民の皆様へお知らせ致します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、恩納村の美しい自然環境の保持と良好な集落環境の形成、村土の有効利用、開発行為の許可基準、その他開発の適正化を図るため、土地利用の区分、利用の方針を定めて、村土無秩序な開発を防止し、村民の福祉に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (二) 「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第二条第一項に規定する建築物をいう。
- (三) 「特定工作物」とは、都市計画法(昭和四三年法律第一〇〇号)第四条第十一項に規定する特定工作物をいう。
- (四) 「用域」とは、当該

第二章 土地利用の制限

第一節 用域の設定

(土地利用用域)

第三条 村長は、土地基本法(平成元年法律第八四号)第六条、第十一条及びこの条例の目的を達成するため恩納村土地利用基本計画を策定し実施しなければならない。

(住民の責務)

第四条 住民は自ら進んで良好な集落環境の形成を行い、村が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主はその事業活動を行うに当たっては、恩納村土地利用基本計画に基づき地域環境の保持形成、良好な景観を維持するために必要な措置を講ずるとともに村が実施する施策に協力しなければならない。

- (四) 漁業用域：水産業に限定して使用する区域とする。
- (五) 公共施設用域：道路、河川、水路、水面等で公共施設に限定して使用する区域とする。
- (六) 集落用域：住宅地、事業所用地、官公署用地、商業用地、集落周辺平坦地で村民の生活の基盤の区域とする。
- (七) リゾート用域：宿泊施設、教養文化施設、レクリエーション施設等のリゾート施設として利用する区域とする。
- (八) 地域環境保全用域：(一)～(七)までの用域以外の集落周辺林地、斜面林地、山地、森林、御嶽、遺跡、史跡、墓地など、当該地域は環境増進を優先的に図るべき区域とする。

- (一) 農業用域：農業用域は農業振興地域の整備に関する法律(昭和四四年法律第五八号)(以下「農振法」という。)における農用地で農業のために使用する区域とする。
- (二) 保安制限林用域：自然環境の保全を行うため他の利用、開発を行えない区域とする。
- (三) 特定用域：米軍及び

計画審議会(以下「土地利用基本計画審議会」という。)に諮って土地利用用域の指定を行うことができる。

二 村長は、前項の規定により土地利用用域の指定

に關し、土地利用基本計画審議会の意見を聴する場合は住民から提出された意見書を、同審議会に提出するものとする。

三 村長は第一項の規定により土地利用用域の指定をしたときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(土地利用用域の見直し及び変更)

第八条 土地利用用域の見直し及び変更については、五年毎に行うことを原則とする。ただし、軽微な変更については、恩納村土地開発審議会(昭和五三年恩納村附属機関設置条例第七号)(以下「土地開発審議会」という。)に諮って行うことができる。

場合には、土地開発審議会に諮って他の用途に組み込むものとする。

第二節 用域の利用規制

(土地利用規制)

第九条 恩納村において、開発及び建築を行うとする者は、規則で定める「土地利用規制のための基準」に添って村長の承認を得なければならない。

二 恩納村開発指導要綱に該当しない開発行為、開発行為を伴わない建築行為についても村長の承認を得なければならない。

三 農振法、農地法、自然公園法、森林法及び県土

保全条例等の個別規制法に該当する行為については、個別法の定めるところによる。

四 開発及び建築行為が県土保全条例に該当する場合でも、村長は土地利用計画等との整合性を検討し意見を付して、県知事に進達するものとする。

五 開発あるいは建築行為が、「土地利用規制のための基準」に適合するものであっても、自然及び集落環境との調和に特に配慮することを義務づけることができる。

(開発協定)

第十二条 村長の承認を得た事業主は村長と協議し、開発協定を締結しなければならない。

(立入調査、助言及び勧告等)

第十三条 村長は、この条例の目的達成に必要な限度において、現場に立入調査し、又は事業主等に対し資料の提出を求め、助言若しくは勧告をすることができ

第三章 諮問機関

(土地開発審議会)

第十四条 土地開発審議会は、恩納村における良好な地域環境の形成を図るため、村長から諮問された事案について現地調査及び書類審査をし、審査結果を村長に答申する。

第四章 罰則

(公表)

第十五条 村長は、第十三条の勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その趣旨及び勧告の内容を公表することができる。

第五章 雑則

第十六条 この条例に必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。





祝辞を述べる沖婦連の赤嶺会長

村の発展に貢献 村婦人会40周年

恩納村婦人会（長堂タツ子会長）の創立四十周年記念式典が、去った十一月二十二日、コミュニティセンターで関係者約五百人が出席して開かれました。同婦人会は、一九五十年に創立され、村の発展に大きく貢献してきました。

式典で長堂会長は「初代会長の浦崎澄さんをはじめ歴代会長を中心とした先輩方は、生活の合理化、福祉の向上、地域の繁栄など社会に大きな役割を担い、数

北部農林高校 定時制課程 生徒特別募集！

この制度は、中学校卒業後いろいろな理由で、高校へ進学できなかった勤労青少年に高校教育の機会を積極的に与えようとする趣旨から設置されています。

出願資格 勤労者等で満20才（平成3年3月31日現在）以上の者

出願期間 第1次募集 2月13・14・15日

第2次募集 3月25・26日

時間はいずれも9:00～17:00（但し15日は正午まで）

- 出願手続等**
- 入学志願書（第1号様式）……本校で作成
 - 調査書（第2号様式）……出身中学校で作成
 - 健康診断書（第8号様式）……名護保健所（月・水・金）
 - 入学考査料 800円

選抜方法 作文及び面接の結果と出身中学校から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行う。

検査期日 第1次募集 3月15日

第2次募集 3月27日

合格発表 第1次募集 3月23日（土）

第2次募集 3月30日（土） 北部農林高校

※ 申し込みについて詳しくは、北部農林高校定時制課程までお問い合わせ下さい。 TEL 52 - 2634・53 - 0668

々の実績を築きあげられました。諸先輩方の築いてこられた伝統をふまえ、さらに恩納村の発展のために頑張りたいと思います。」と

式辞を述べました。この後、歴代会長や功労者など二十三人が表彰されました。続いて、沖婦連の赤嶺千

壽会長、比嘉茂政村長、宮平安徳議長、大城英喜教育長らが祝辞を述べました。式典に引き続き、盛大に祝賀会が行われました。

子どもたちの夢 いっぱい詰め込んで メリークリスマス



サンタさんから大きなプレゼントもらったよ!! (恩納保育所)

日頃の活動、経験を発表することに、自信を持たせ、サンタクロースの登場に夢と期待を持たせることを目的に十二月二十二日、恩納保育所（根保幸子主任）、安富祖保育所（松崎加代子主任）、山田保育所（上間明主任）において、一斉におゆうぎ会、クリスマス会が行われました。

メリークリスマスの歌で幕開け、各組によるゆうぎに詰めかけた父母や祖父母から大きな拍手が送られました。

おゆうぎ会終了後、クリスマス会を行い、鈴の音が響く中、赤い服に白いひげ、大きな袋を抱えたサンタクロースが現れると子どもたちは、一段と目を輝かせていました。

新春の空高く 舞いあがれ

喜瀬武原小学校たこあげ大会



ぼくの、私のたこが一番上がったんだよ!

風など様々の中で、児童たちは、手作りの凧を片手にグラウンドいっぱい新春の風を頬に受けながら、楽しそうに駆け回っていました。各賞は次のとおりです。



- 〔アイディア賞〕
- 与儀ちえみ（小一）、山内梓（小二）、上原美寿々（小二）、桑江和也（小五）、外間郁（小五）
- 〔よくあがったで賞〕
- 外間亮（小一）、外間まゆみ（小三）、外間咲津希（小四）、宇江城明日（小四）

南米及びハワイ移住者訪問報告書

平成二年十月十日から二九日までの二〇日間南米四ヶ国（ブラジル、アルゼンチン、ボリビア、ペルー）及びハワイの移住者の激励並びに二世、三世等子弟と本村との今後の交流の在り方等を調査する目的で訪問し懇親を深めましたので、ご報告申し上げます。



津嘉山英さん宅にて、右から津嘉山敏夫さん、真栄城徳平さん、津嘉山英さん、津嘉山操さん

ブラジル国

私たち訪問団は、十月十二日午前十一時リオデジャネイロ経由サンパウロ到着、恩納村人サンパウロ同士会（恩納村人会は未結成）会長仲宗根長説、仲宗根長吉（真栄田出身）、津嘉山敏夫、真栄城徳平（南恩納出身）、上間久栄（山田出身）の各氏のほか多数の暖かい出迎えをうけ感激いたしました。

ホテルに旅装を解き日程調整の上津嘉山敏夫、操兄弟の案内で真栄城徳平氏とともに南米移住者が第一歩を印したサントスへ、サントスでは津嘉山英さん（敏

夫氏のお母さん）の手料理で歓迎をうけ郷里のこと知人友人のことなど話がはずみました。今は大勢の移住者を受け入れたサントス港周辺の海浜は、高層ビルが林立し、リゾート地域に変貌、週末にはサンパウロ近辺から来る大勢のリゾート客で賑やかになるとのことでした。

次にサントス市に隣接し津嘉山敏夫氏が議会議員として活躍しておられるサンビセンテ市の議会へ案内されました。午後六時頃でしたが議員数名が議員活動のため議員室におられ、本会議場や議長室へ案内され約一時間いろいろ懇談する機会ができた大変有意義でした。津嘉山氏は現在建設業をは



議長室で津嘉山敏夫氏の同僚議員4名と懇談

じめ建材店、運送業、牧場などを経営し、議会でも活躍、那覇市とサンビセンテ市との姉妹都市締結の功績で那覇市長から表彰されるなど、今後益々の活躍が期待されております。

翌十三日午前中は上間久栄氏宅を訪問、ここでも上間さんご家族や仲宗根長説さんご家族はじめ真栄城徳平氏の歓待をうけ、午後は上間さん、仲宗根さんらの車で上間さんが経営する工

場やサンパウロ市内及び郊外のマーケット等を視察、品物は豊富にあり大勢の買い物客で賑わっていたが、インフレがひどいため値段の桁数の多さにびっくりしました。

晩は同士会（会長仲宗根長説氏）主催の歓迎会が市内のレストラン「東京」で開催されました。初めて村長が訪問するとあってか、サンパウロ近郊の村出身者及びその二世、三世約四〇



上間久栄さん宅にて、仲宗根長説家族、上間久栄家族



村長から村旗、村勢要覧等が仲宗根会長へ贈呈された

せいか、行き通う車は無灯火で、その上百キロを超えるスピードで突っ走る。心配になって運転中の上間さんに訪ねるとライトをつけるのと逆に怒られるとのことでした。ブラジルは車優先社会で、そのせいか交通事故死亡事故が多く発生していると聞かされ、移動中は何時もヒヤヒヤのしどろしどろでした。

十四日早朝、上間久栄氏に見送られサンパウロ空港

名が参加する盛大な歓迎会でありました。席上村長が訪問目的と村の現況を報告し、併せて移住者のこれまでのご苦労に対して感謝するとともに、今後母村である恩納村と協力しあって共に発展していきたいと挨拶。会長挨拶や乾杯の後カラオケが始まると会場はたちまち盛り上がり、ウチナー言葉が飛び出すなど島の話に遅くまで懇談が続きました。サンパウロ市内の道路は殆どが一方通行で、街灯が



村出身の1世、2世、3世41人が参加した歓迎会……レストラン東京にて



カンボグランデ市内

を飛び立ちカンボグランデへ、カンボグランデ空港では、石川盛得さん(谷茶出身)、比嘉篤行さん(安富祖出身)、仲松弥英さん(南恩納出身)らの家族三五人の盛大な出迎えをうけ、更に空港の特別室で歓迎式と大変な歓迎ぶりでした。午後は石川さんらの案内で、石川さんの会長時代にカンボグランデ市から譲り受けた二三、五ヘクタールも広大な土地に建設された日系人会館や公園を視察、ここには千五百人も収容できる会館やプール・ゲートボール場が建設され、日曜日とあってかゲートボール場やプールは大勢の日系人で賑わっていました。

その後日本人会館で、石川氏の戦前から戦後の混乱期を経て今日に至る約六〇年の詳しいお話を、約二時間余にわたってお伺いすることができました。先駆者達の言葉ではいい尽くせない幾多の困難を克服して今日の確固たる基盤を築かれたことに対し、心から敬服いたしました。

夜は、石川氏宅で約百名の村人の子弟及び日系人の

方々が歓迎会を催して下さった。席上村長から、これまでの御苦労に対し感謝申し上げるとともに、村代表が数回南米移住地を訪問する機会があったが、日程の都合でカンボグランデを一度も訪問できなかったことをお詫び申し上げ、村の現状報告など遅くまで歓談しました。



移住60年の詳しい話が聞けました。中央が石川盛得さん 日本人会館にて



空港VIPルームでの歓迎式

地であり、南マッドグロソンの州都で人口約三〇万人の整然とした近代都市であり、同市には県出身者が多くその子弟には、医師、弁護士、教員や公務員等各分野で活躍しており、同市は県出身者を中心に町が発展したと言われるほどで、このことは、市長はじめ多くの市民が認めるところで、特に石川盛得氏は教育に熱心で日系人はもちろん市民からの信望も厚く、同市発展に大きな功績を果たされ、昭和六三年ブラジル国



石川盛得氏宅にての歓迎会 約100名が参加した

日本移住八〇周年記念の際外務大臣表彰、平成二年春の叙勲勲五等瑞寶章を授与されたことに対し、心からお祝い申し上げます。今後とも益々お元気で活躍下さるよう願っています。

翌日は、同州にある南米最大の湿原地帯パンタールに案内する旨申し出がありました。日程の都合でご辞退申し上げ、市の博物館や県人会館を視察後再びサンパウロに戻り、翌早朝つ

ぎの訪問国アルゼンチンへ向かいました。

ブラジルへの日本人移住は、一九〇八年(明治四一年)笠戸丸による七八一名(その内沖縄県人は三二五人)のサントス港上陸に始まり、現在では日系人約八〇万人、その内県系人は約十名の八万人と言われている。国民の1%にも満たない日系人は、今では政治、経済、教育など各分野で活躍、ブラジル国発展に大きく貢献され多大な評価



初めての村長の訪問でおばあちゃんも大喜びでした。

を受けております。

ブラジルは、近年一年間の物価上昇率が数千パーセントにも達する超インフレに見舞われ、経済危機に直面しており、預金封鎖、二回にわたるデノミの実施、その上治安の悪さが重なって国民は苦しい生活が続いております。日系人も例外ではなく、日本本土への出稼ぎが急増し、大きな社会問題となっています。そのような中にも、懸命に努力する村民の方々が、ラテン文化の中に溶け込んでたくましく生活しておられることに対し、深い感動

をお伝えしました。逆移民とも言われている出稼ぎ問題、厳しい世相ではあるが、必ずや近い将来元の豊かな社会に戻ることを願っています。

- 村長 比嘉 茂政
- 保健衛生課長 田幸 正毅
- 建設課係長 外間 毅
- 総務課主事 山欽 也

2月は省エネルギー月間です!

必要以上に部屋を暖かくしてエネルギーの無駄遣いをしていませんか。あなたの小さな心がけが大きな省エネルギーにつながります身近なところから省エネルギーを始めましょう。

あなたの浄化槽は、健康ですか

一、浄化槽は正しく使いましょう

①水はきちんと流してください。洗浄水のタンクの水量はきちんと流せる量を設計しています。タンクの中に物を入れたりすると、洗浄水の量が足りなくなると浄化槽の微生物が困ります。

②便器の掃除に、微生物に影響するような塩酸等の劇薬や洗剤は使わないでください。便器の掃除の際、劇薬や洗剤等を使いますと、浄化槽内の大切な微生物が死んでしまうことがありますので、十分注意してください。

③トイレトーパーをお使いの際は、絶対に切らないでください。ばっ気機器（ブローア）は、好気性の微生物を元気に働かせて繁殖させるため、空気を送り込む重要な役目になっていきます。常にばっ気機器は働いていなくてはなりませんので、電源は絶対に切らないでください。

④消毒剤は定期的な補給し、常に消毒されるようにしてください。



使ってください。新聞紙、タバコの吸いがら、紙おむつ等の異物は、絶対に入れないでください。



④ばっ気型浄化槽の電源は絶対に切らないでください。

ばっ気機器（ブローア）は、好気性の微生物を元気に働かせて繁殖させるため、空気を送り込む重要な役目になっていきます。常にばっ気機器は働いていなくてはなりませんので、電源は絶対に切らないでください。

消毒剤は定期的な補給し、常に消毒されるようにしてください。

合併処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	分離接触ばっ気方式 嫌気床接触ばっ気方式	活性汚泥方式	回転接触ばっ気方式	
			床方式	散水方式
浄化槽の種類	処理対象人員(単位人)			
	20以下	4月		
沈殿分離槽又は嫌気床槽を有する浄化槽	21以上50以下	3月		
	二階タンク又は沈殿分離槽を有する浄化槽			3月
スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽			1週	2週
沈殿分離タンク、二階タンク及び流量調整タンクのいずれも有しない浄化槽			1週	

注) いずれも該当しないものについては年1回

二、浄化槽は、定期的な保守点検・清掃が必要です。⑥マンホールの上に物を置かず、蓋はいつも閉めておいてください。⑦台所からの野菜くずやえんぷら油などは、流さないようにしてください。

三、清掃は市町村長の許可業者に
槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃ですが、これは、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていきますので、許可業者に委託してください。

単独処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式		散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
		分離ばっ気方式	担純ばっ気方式	
処理対象人員(単位人)				
20以下	3月	4月		
21以上300以下	2月	3月		6月
301以上	1月	2月		

注) いずれにも該当しないものについては年1回

に機能しているかどうかを確認するため、使用開始後六カ月の間に水質に関する検査をしなければなりません。この検査は、知事が指定した指定検査機関が行います。

②定期検査
浄化槽の状態が正常でない、公共用水域の汚染等を引き起こす場合があります。

このため、毎年一回、保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを確認するため、知事が指定した指定検査機関が行う検査を受けなければなりません。

なお、指定検査機関は、社団法人沖縄県環境整備協会です。

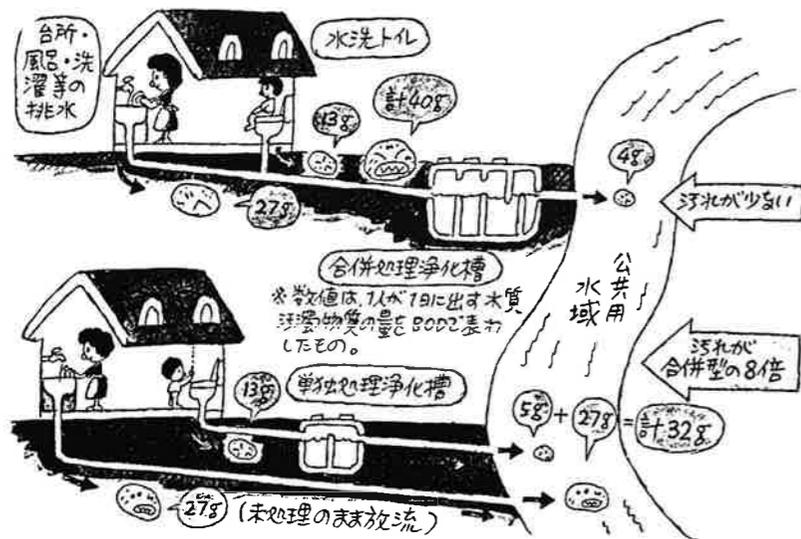
TEL

(八七六) 一七八二一

浄化槽についてのお問い合わせは、村役場保健衛生課(九六六) 一八〇〇一

(内線) 一一二

又は石川保健所衛生課(九六五) 一一〇一一へ。



『申告と納税は正しくお早めに!』

村県民税・所得税・消費税の申告



毎年二月十六日から三月十五日までは、村県民税・所得税の申告期間です。平成二年度中(一月から十二月まで)の所得金額と所得から差し引かれる金額(生命保険、健康保険税、国民年金など)を把握して正しい申告・期限内納税に努めましょう。



四、浄化槽は、水質検査・定期検査が必要です。①設置後の水質に関する検査
設置された浄化槽が適正

TEL: 村税務課

九六六一八〇〇一

(内線) 一〇六

名護税務署

〇九八〇一五二二九二